(財政金融委員会)

保 険 業 法 等 の — 部を改正する法律の 部 を改正する法律 案 (第百七十四 回 国会 閣 法 第六四号)

(衆議院送付)要旨

本 法 律 案 は、 保 険 業 法 の 特 例として経 過 的 に 認 め られ てい る社団 法 人等の行う保険 業 の 果 たす 役 割 に か Ы

が み、 当 分 の 間 引 き 続 きこれ 5 の 保 険 業 を 継 続 U て行うことを 可 能 とするととも に 保 険 契約 者 の 保 護 等

の 観 点 か 5 必 要 な 規 制 を 整 備 す る も の で あ ij そ の 主 な 内 容 は 次 の کے お IJ で あ る。

認 可 特 定 保 険 業 者に 対 す ź 保 険 業 法 の 特 例

1 保 険 業 法 等 の 部 を 改 正 す る 法 律 $\overline{}$ 平 成 + 七年法律第三十八号) の 公布 の 際、 特 定 の者を 相手方とし

て 保 険 の 引受 け を行う事 業 (特定保険 (業) を現に行っていた者等は、 当分の 間、 行 政 庁 の 認可を受け て、

特定保険業を行うことができる。

2 1 の 認 可 を受けようとする者は、 平成二十五年十一月三十日までに申請書を行政庁に !提出 U なけ れば

な 5 な ιį 申 . 請 者が 般社団 法人又は 般財団法人であること、 特定保険業 な的 確 に 遂 行す る ため に 必

要 な 財産 的 基 礎及び人的 構 成を有すること等の要件に該当するときに、 行政庁は認可をする。

二、認可特定保険業者に対する規

制

1 認 可 特 定 保 険 業 者 が 行 う特 定 保 険 業 Ιţ 保 険 業 法 等 の 部 を 改 正 す る 法 律 の 公 布 の 際 現 に 行 つ て L١ た

範 进 内 لح ŕ 特 定 保 険 業等 以 外 の 業 務 を 新 た に 行 うに は 行 政 庁 の 承 認 を 要 す る など、 認 可 特 定 保 険 業

者 に 係 る 業 務 に つ ĺ١ て 必 要 な 規 制 を 設 け る。

2

認

可

特

定

保

険

業

者

に

対

ŕ

特

定

保

険

業

等

لح

他

の

業

務

لح

の

X

分経

理

財

務

状

況

等

の

開

示、

責

任

準

備

金

の 積 立 て を 義 務 付 け る な ど、 認 可 特 定 保 険 業 者 に 係 る 経 理 に つ しし て 必 要 な 規 制 を 設 け る

3 認 可 特 定 保 険 業 者 に 対 する 報 告 徴 求、、 立 入 検 查、 業 務 改 善 命 令 等 の 監 督 に 関 す る 規 定 を 整 備 する。

三、その他

1 認 可 特 定 保 険 業者 に 対 す る 監督 等を行う行 政 庁 は、 旧 民 法第三十四 条の 規 定に より 設 立 さ れ た 法 人に

つ しし て は 従 前 の 例 に ょ IJ 当該 法 人 の 業 務 の 監 督 を 行 つ て L١ た 行 政 機 関 従 前 の 社 4 法 人 等 の 旧 主 務 官庁

とし、 そ の 他 の 法 人に つ L١ て は 内 閣 総 理 大 臣 金 融 庁)とする。

2 こ の 法 律 は、 公 布 の 日 から 起 算し 7 六月 , を 超 え な ١J 範 囲 内 に お ١J て 政 令で定める日 から施 行 する。

な お、 本 ·法律 宝は、 衆 議 院 に お しし て、 今 回 の改正に係る特定保険 業 の 制 度 に つ ١J ての 検 討規 定 に 関して、